



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 1 4 号

令和5年(2023年)6月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
○地方自治法の規定に基づく指定納付受託者の 指定について (デジタル行政戦略課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課)	3
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ど も・子育て支援施設等の確認の辞退について (保育幼稚園課)	3

○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (住宅政策課)	3
● 公 告	
○地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和5年第6回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	4
● 公 営 企 業 公 告	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る 関係図書の写しの縦覧について (建 設 課)	4

## 告 示

### ●金沢市告示第191号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月21日

金 沢 市 長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
  - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
  - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
  - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
  - 金沢市営表参道自転車駐車場
  - 金沢市営十間町自転車駐車場
  - 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
  - 金沢市営香林坊自転車駐車場
  - 金沢市営片町広場自転車駐車場
  - 金沢市営武蔵自転車駐車場

- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場  
 金沢市営堅町自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数  
 自転車 80台
  - 3 自転車等を移動し、保管した日  
 令和5年5月1日から同月31日まで
  - 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
 金沢市二口町ニ24番地5  
 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
  - 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
 日時 令和5年6月22日から同年9月21日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第192号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
堅町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
大浦町地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
中村町地内	自 転 車	1台
新堅町3丁目地内	自 転 車	1台
畝田東3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
 令和5年5月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
 令和5年6月22日から同年12月21日まで
  - (2) 場所  
 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

## 1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
ウエルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和5年5月31日

## 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料

## 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和5年5月31日から令和6年3月31日まで

## ●金沢市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二ツ屋町会	主たる事務所 の所在地	金沢市二ツ屋町7番24号	金沢市二ツ屋町6番15号	令和5年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	安嶋 茂 金沢市二ツ屋町7番24号	吉田 邦武 金沢市二ツ屋町6番15号	

## ●金沢市告示第195号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等に係る同法第30条の11第1項の確認を辞退する旨の届出があったので、同法第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	辞退年月日
杉浦クリニック デンタルオフィスピアチャイルド	金沢市光が丘3丁目 270番地	杉浦クリニックデ ンタルオフィス	認可外保育施設	令和5年5月31日

## ●金沢市告示第196号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和5年8月1日から適用します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

第1項の表緑住宅の項中「684戸」を「672戸」に、「286戸」を「298戸」に改める。

## 公 告

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を令和5年6月21日から同年7月5日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画等の原案について、令和5年6月21日から同年7月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地 区 計 画	弥生3丁目地区地区計画	金沢市弥生3丁目の一部	別図（登載省略）のとおり

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市南新保町イ145番1及び145番3から145番7まで	金沢市南新保町ハ36番地1 有限会社岩上住宅 取締役 岩上 浩子	道路 金沢市南新保町イ145番4

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和5年第6回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

#### 1 日時

令和5年6月29日午後4時

#### 2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

#### 3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (6) 令和4年度最適化活動の点検・評価等について

## 公 営 企 業 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年6月21日

金沢市長 村 山 卓

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道	金沢市	昭和37年4月1日から 令和10年3月31日まで	(1) 収容の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金沢市 企業局 建設課
金沢都市計画下水道事業 金沢市特定環境保全公共下水道	金沢市	平成18年3月3日から 令和10年3月31日まで	(1) 収容の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金沢市 企業局 建設課

令和5年(2023年)6月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄